

魚津市特定事業主行動計画の実施状況及び魚津市における女性の活躍状況の公表

(令和8年7月24日公表)

魚津市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき「魚津市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、魚津市における女性の活躍状況を公表いたします。

<職業生活における機会の提供に関する実績>

(1) 職員の男女の給与の額の差異(令和7年度)

【全職員に係る情報】

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7%
全職員	77.0%

【「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報】

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(役職段階別)

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	98.3%
課長相当職	99.2%
課長補佐相当職	99.6%
係長相当職	96.6%

(勤続年数別)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8%
31～35年	95.6%
26～30年	89.7%
21～25年	94.1%
16～20年	87.0%
11～15年	90.9%
6～10年	90.8%
1～5年	98.0%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当については、世帯主となっている男性に対して支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.7%である。
・男性のほうが時間外勤務が長く、その差による1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は42.1%となっている。

【全職員】

・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、男性に占める割合が13.1%であるのに対し、女性に占める割合が42.4%であることから、より差異が大きくなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※任期の定めのない常勤職員以外の職員について、正規の勤務時間(週38時間45分)に満たないものは、その勤務時間に応じて職員数を換算している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

区分	行動計画における 目標(令和12年 度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率 (R8-R6)
管理的地位にある職員	35.0%	23.5% (26.5%)	29.0% (29.5%)	29.7% (31.9%)	+6.2% ^{ポイ}

※数値は市長部局のもの。()は市長部局以外も含めた市全体の数値

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

	行動計画における 目標(令和12年 度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率 (R8-R6)
部局長・次長相当職	-	18.2% (13.3%)	22.2% (23.1%)	7.7% (11.8%)	△10.5% ^{ポイ}
課長相当職	-	20.0% (27.8%)	25.0% (30.0%)	25.0% (33.3%)	+5.0% ^{ポイ}
課長補佐相当職	-	30.8% (37.5%)	40.0% (36.4%)	53.8% (53.8%)	+23.0% ^{ポイ}
係長相当職	40.0%	42.5% (42.3%)	40.5% (36.4%)	39.0% (34.0%)	△3.5% ^{ポイ}

※数値は市長部局のもの。()は市長部局以外も含めた市全体の数値

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
一般行政	55.6%	60.0%	37.5%	57.1%	60.0%
一般行政以外	100.0%	100.0%	50.0%	80.0%	66.7%

(5) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一般行政	40.9%	32.1%	35.0%	54.2%	37.9%
一般行政以外	80.0%	75.0%	30.8%	63.7%	75.0%

(6) 職員に占める女性職員の割合

【一般職員】

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
一般行政	40.7% (38.7%)	42.8% (39.9%)	39.3% (38.4%)	41.6% (39.6%)	41.7% (40.7%)
業務員	81.3% (57.7%)	72.7% (60.9%)	70.0% (61.9%)	60.0% (65.0%)	50.0% (64.7%)
保育士	97.4% (97.6%)	97.3% (97.5%)	97.2% (97.4%)	97.2% (97.2%)	97.1% (97.1%)

【会計年度任用職員】

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
一般事務	86.2% (80.2%)	83.2% (77.5%)	87.8% (85.0%)	86.2% (82.2%)	84.5% (83.3%)
業務員	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
保育士	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)

※「一般行政」「一般事務」は業務員、保育士以外の職種を全て含む

※数値は市長部局のもの。()は市長部局以外も含めた市全体の数値

<職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績>

(1) 離職率の男女の差異 (令和7年度)

	離職率	離職者の年代別割合			
		20～24	25～29	30～34	35～39
男性職員	1.3%	—	—	—	—
女性職員	3.6%	—	16.7%	16.7%	16.7%

	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	—	50.0%	—	50.0%
女性職員	—	—	16.7%	33.2%

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況 (令和7年度)

○取得率の状況

	行動計画における 目標 (令和12年 度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
男性職員	80.0%	50.0%	50.0%	80.0%	50.0%
女性職員	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○取得期間の状況

	男性職員	女性職員
1週間未満	—	—
1週間以上2週間未満	—	—
2週間以上1月以下	—	—
1月超3月以下	—	—
3月超6月以下	50.0%	—
6月超9月以下	50.0%	—
9月超12月以下	—	16.6%
12月超24月以下	—	83.4%
24月超	—	—

(3) 男性職員の配偶者出産休暇 (2日) 及び育児参加のための休暇 (5日) 取得率
並びに合計取得日数の分布状況

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者出産休暇取得率	83.3%	83.3%	100.0%	75.0%
育児参加のための休暇の取得率	83.3%	83.3%	100.0%	100.0%
合計取得率	83.3%	83.3%	100.0%	100.0%

(4) 職員の勤務時間の状況(令和7年度)

○1人当たり1月当たりの平均超過勤務時間

	行動計画における 目標(令和12年 度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一般行政	9時間以内	10.8時間 (11.1時間)	9.5時間 (9.7時間)	8.9時間 (10.7時間)	10.7時間 (10.8時間)
業務員	-	3.3時間 (2.9時間)	3.8時間 (3.1時間)	6.4時間 (3.0時間)	3.9時間 (3.1時間)
保育士	-	4.6時間 (4.6時間)	4.3時間 (4.2時間)	4.8時間 (4.6時間)	3.3時間 (3.3時間)

※数値は市長部局のもの。()は市長部局以外も含めた市全体の数値

(5) 職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

	行動計画における 目標(令和12年 度)	R4年	R5年	R6年	R7年
年次有給休暇	-	8日6時間	10日0時間	10日6時間	10日3時間
夏季休暇等	-	4日1時間	5日0時間	5日6時間	6日0時間
計	18日	12日7時間	15日0時間	16日4時間	16日3時間

※集計期間は各年1月1日～12月31日

※夏季休暇等は、夏季休暇のほか、家族看護等休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇を含む。